令和５年度事業計画書

令和５年度は、一層の事業実施体制の充実・整備に取り組むとともに、各事業を通じ、航空交通の安全性の向上に更なる寄与が出来るよう努め、公益性の高い事業を実施する計画です。具体的には例年実施しています調査研究事業（国際動向調査）、補給部品在庫管理事業、航空交通管制機器等保守請負事業及び知識普及事業の４事業の他に、その他の事業として「通信機器部品購入に係る検査補助業務」の実施を計画します。

なお、公益目的支出計画の対象事業である３つの継続事業（国際動向調査、知識普及事業及び補給部品在庫管理事業）につきましては、令和５年度も公益目的支出計画が滞ることのないように事業の確実な実施に努めて参ります。

事業毎の計画は、以下のとおりです。

１．調査研究事業（継続事業）

国際動向調査として、航空交通管制機器等の保守等に携わる技術者(ATSEP[注1])の国際組織である IFATSEA[注2]の総会（開催地未定）に出席し、航空保安無線施設等の保守等に関する国際動向の調査を実施して関係機関等に報告書の配布を行います。

２．補給部品在庫管理事業（継続事業）

令和５年度から７年度までの３ヶ年国庫債務契約となる「航空交通管制機器部品補給管理等業務請負」は、令和５年２月２２日の開札において当財団が落札予定者となりました。

国が管理する航空保安無線施設等の共通補用部品の保管管理及び入出庫管理業務を、東京補給管理事務所において全国の空港とネットワークで結んだ航空保安無線施設部品補給管理システム(APPS)[注3]を運用して確実に実施します。

注1 ATSEP　Air Traffic Safety Electronics Personnel

注2 IFATSEA　International Federation of Air Traffic Safety Electronics Association
（国際航空管制技術官連盟）

注3 APPS　Aeronautical Radio Facilities Parts and Provision System

３．航空交通管制機器等保守請負事業

（１）新千歳 SMC[注4]、東京 SMC、福岡 SMC 及び那覇 SMC が管轄する地域に設置されている国が管理する航空交通管制機器等及びその付帯設備の機能維持及び障害復旧のための保守請負業務を６カ所の空港保全事務所（新千歳、仙台、東京、福岡、鹿児島及び那覇）に保守技術者を配置して実施します。

上記の保守請負業務を行うための令和５年度、６年度の２ヶ年国庫債務契約となる新千歳 SMC、東京 SMC、福岡 SMC 及び那覇 SMC 管轄に係る４件の「航空交通管制機器等保守請負」は、令和５年３月１日の開札において当財団が落札予定者となりました。

なお、今回の「航空交通管制機器等保守請負」契約では、前年度迄の同契約からの大きな変更が３点あります。

まず、１点目は、SMC 再編計画に基づき SMC の統廃合が行われ、仙台 SMC が廃止され東京 SMC に統合されます。また鹿児島 SMC が廃止され福岡 SMC に統合されました。

このため、従来「仙台 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負」及び「東京 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負」の２件契約であったものが、新たに「東京 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負」の１件契約となりました。従来、仙台空港から巡回保守を行っていた無線施設のうち概ね日本海側の東北地域に設置されているものについては東京空港からの巡回保守に変更となり、それ以外については今までどおり仙台空港から巡回保守を行うことになります。また、仙台空港に設置されている無線施設については、令和５年度は従来どおり仙台空港保全事務所で常駐保守を実施します。

同様に、従来「福岡 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負」及び「鹿児島 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負」の２件契約であったものが、新たに「福岡 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負」の１件契約となりました。巡回保守に係る変更点は宮崎空港の無線施設に係る巡回保守が福岡空港から行う変更のみで、その他については変更なく鹿児島空港から巡回保守を行うことになります。また、鹿児島空港の無線施設については引き続き鹿児島空港保全事務所で常駐保守を実施します。

以上の変更により、令和５年度から仙台空港及び鹿児島空港保全事務所に配置されていた管理総括保守技術者計２名が不要となります。

２点目は、福岡空港及び鹿児島空港の無線施設に係る常駐保守体制ですが、今までは当該空港の運用時間内に常時３名の保守技術者の配置が求められていましたが、令和５年度からは常時２名の配置に変更となります。この変更により、令和５年度から福岡空港及び鹿児島空港保全事務所に配置する保守技術者がそれぞれ５名及び３名の計８名の減員となります。

注4 SMC　System operation Management Center（システム運用管理センター）

３点目は、仙台空港の無線施設の常駐保守についてですが、上述のとおり令和５年度は常駐保守体制を行いますが、令和６年度からは常駐保守を行わず、仙台空港の無線施設は他の空港の無線施設と同様に巡回保守対応に変更となります。このため、令和６年度から仙台空港保全事務所に配置されていた常駐保守技術者９名が減員され、代わりに巡回保守技術者３名が増員されることになり、計６名の減員となります。

（２）上記の航空交通管制機器等保守請負事業を確実に実施するとともに、業務改善及び保守品質の向上に取り組むため、引き続き品質管理の国際規格である「ISO9001」の要求に適合するよう品質マネジメントシステムを運用することとします。

４．知識普及事業（継続事業）

（１）航空保安無線施設等及び航空保安業務について、一般向けに分かりやすく解説したパンフレットを作成し、「空の日・空の旬間」に全国の空港等で配布し、知識普及に努めます。

（２）航空交通の安全に関する知識の普及・啓発を目的とした「空の安全と信頼性技術管理セミナー」を開催します。

５．その他の事業

「通信機器部品購入に係る検査補助業務」の受注を見込み、航空局制定の機器製造仕様を満足する性能・機能を有する予備品購入に寄与することを計画します。